

I 居 住 環 境

I-1 住宅の数

I-1-1住宅に住む世帯数 **I-1-2持ち家世帯数**
I-1-3借家世帯数（#公営・都市再生機構・公社住宅、#民営借家、#給与住宅）

資料元 総務省統計局「国勢調査報告」

○住宅の所有関係

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分している。

①持ち家

②借家…公営の借家，都市再生機構（旧公団）・公社の借家，民営借家，給与住宅

③住宅以外で人が居住する建物…自己所有又は賃貸・貸与

※**持ち家**……そこに居住している世帯が全部または一部を所有している住宅。最近建築，購入又は相続した住宅で，登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また，親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

※**借家**……そこに居住している世帯以外の者が所有又は管理している住宅。

なお，間借りの世帯を除いているので，持ち家と借家の合計と住宅に住む世帯数は一致しない。

I-2 公害

I-2-1公害苦情受理件数

資料元 茨城県環境対策課資料

I-2-1 公害苦情受理件数

苦情受理件数とは，以下の公害について苦情を受理した件数である。

大気汚染 水質汚濁 土壌汚染 騒音 振動 地盤沈下 悪臭 廃棄物等

I-3 水道

I-3-1給水人口

資料元 茨城県生活衛生課「茨城県の水道」

資料元について

●**茨城県の水道**……各年度末現在，認可を受けている上水道，簡易水道，専用水道について調査している。

I-3-1 給水人口

給水区域内に居住し水道（上水道（計画給水人口が5,001人以上），簡易水道（計画給水人口が101人以上5,000人以下）及び専用水道（寄宿舎，社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの又は1日最大給水量が20m³を超えるものをいう）を合計したもの）により給水を受けている人口で通勤者や観光客は含まれない。

I-4 下水道

I-4-1現在排水区域面積 **I-4-2現在排水人口** **I-4-3現在処理区域面積**

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

資料元について

●**市町村公共施設状況調査**……地方公共団体における公共施設の現況を把握し，住民福祉の向上と地方公共団体の能率的な行政に資するための資料を作成することを目的に，毎年度，総務省において実施されているものである。

○下水道

本書では，下水道として，「公共下水道」の数値を掲載している。「公共下水道」とは，主として市街地における下水（汚水又は雨水）を排除し，又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で，終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものである。これには，汚水と雨水を同一の管路で排除する合流式と，汚水と雨水を別々の管路で排除し，汚水のみを終末処理場で処理する分流式とがある。

I-4-1 現在排水区域面積，I-4-3 現在処理区域面積

下水道法第9条の規定により，供用の開始が公示された区域の面積をいう。

I-4-2 現在排水人口

下水道法第9条の規定により供用の開始が公示された区域内の人口をいう。

I-5 し尿処理

I-5-1 処理人口 I-5-2 年間総収集量

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

I-5-1 処理人口

市町村長が一般廃棄物の処理を要するとした区域のうち、実際にし尿の収集が行われている区域の人口である。

I-5-2 年間総収集量

市町村直営分のほか、委託方式がとられていれば当該委託分を含め、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分も含めた、し尿の収集量である。

I-6 ごみ処理

I-6-1 処理人口 I-6-2 年間総収集量 指標値のみ:ごみのリサイクル率

資料元 茨城県市町村課「市町村公共施設の状況」

I-6-1 処理人口

市町村長が一般廃棄物の処理を要するとした区域のうち、実際にごみの収集が行われている区域の人口である。

I-6-2 年間総収集量

市町村直営分のほか、委託方式がとられていれば当該委託分を含め、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分も含めた、ごみの収集量である。

指標値のみ ごみのリサイクル率

総収集量のうち資源の占める割合であり、次式によって算出される。

リサイクル率(%)=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみの処理量+集団回収量)×100

I-7 小売店

I-7-1 小売店数 (#衣料品店数, #食料品店数) I-7-2 小売店売場面積

資料元 茨城県統計課「茨城の商業」(商業統計調査), 総務省統計局「経済センサスー活動調査」

I-7-1 小売店数

平成19年11月改定の日本標準産業分類の「卸売業, 小売業」のうち, 「各種商品小売業」～「無店舗小売業」に該当する民営の事業所である。

○衣料品店, 食料品店

それぞれ, 日本標準産業分類による「織物・衣服・身の回り品小売業」及び「飲食料品小売業」に該当する民営事業所である。

I-7-2 小売店売場面積

小売業の事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいう。ただし, ガソリンスタンド, 自動車(新車・中古車)小売業, 牛乳小売業(宅配専門), 新聞小売業(宅配専門), 畳小売業及び建具小売業を除く。

I-8 飲食店

I-8-1 飲食店数

資料元 総務省統計局「経済センサスー基礎調査」, 「経済センサスー活動調査」

I-8-1 飲食店数

日本標準産業分類による「宿泊, 飲食サービス業」のうち「飲食店」に該当する民営事業所である。食堂, レストラン, 日本料理店, 料亭, 中華料理店, ラーメン店, 焼き肉店, そば・うどん店, すし店, 酒場, ビヤホール, バー, キャバレー, ナイトクラブ, 喫茶店, ハンバーガー店, お好み焼・焼きそば・たこ焼店, 他に分類されないその他の飲食店がある。

I-9 サービス関係店舗

I-9-1 金融機関店舗数 I-9-2 金融機関店舗数(郵便局含む) I-9-3 理容・美容店数

I-9-4 クリーニング店数

資料元 社団法人茨城県銀行協会資料, 茨城県信用農業協同組合連合会資料, 茨城県信用漁業協同組合連合会資料, 日本郵便株式会社関東支社資料, 茨城県生活衛生課資料

I-9-1, I-9-2 金融機関店舗数

ここで金融機関店舗として含めたものは、全国銀行（都市銀行、地方銀行、信託銀行）、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び水産業協同組合の数である。ただし、農業協同組合及び水産業協同組合については、信用事業を営むものについてのみ含めた。なお、本書では、実態として金融機関とみられる郵便局を含めた場合も別途掲載した。

I-9-3 理容・美容店数

理容師法、美容師法による理容所と美容所の施設数である。

I-9-4 クリーニング店数

クリーニング業法によるクリーニング所の施設数である。受け渡しのみを行う取次所も含んでいる。

I-10 道路

I-10-1 道路実延長：主要道路実延長（#一般国道，#主要地方道，#一般県道）

I-10-2 市町村道実延長

I-10-3 舗装道路実延長：主要道路，市町村道

資料元 茨城県道路維持課「道路施設現況調査」

資料元について

●道路施設現況調査……道路法第3条による高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道について，毎年4月1日現在の状況を調査したものである。

I-10-1 道路実延長

高速自動車国道を除く道路の総延長から重用延長，未供用延長及び渡船延長を除いた延長をいう。なお，道路とは，道路法にいう一般交通の用に供する道で，高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道をいう。

「総延長」は，道路法の規定に基づき指定又は認定されて路線の全延長であり，「重用延長」は上級の路線に重複している区間の延長である。また「未供用延長」は，路線の認定の告示がなされているが，まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長であり，「渡船延長」は，海上，河川，湖沼部分で渡船施設があり，道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長である。

なお，トンネル，橋りょう，道路用エレベーター等道路と一体となっている施設は含まれるが，農道，林道はここでは道路に含まれていない。

○主要道路実延長

本書では，一般国道と主要地方道（主要市道を含む。）及び一般県道を主要道路とし，これらの実延長の合計をもって主要道路実延長としている。

I-10-2 市町村道実延長

市町村の区域内に存する道路の実延長で，市町村長がその路線を認定したものをいう。

I-10-3 舗装道路実延長

舗装道路とは，人や車両が円滑でかつ安全な交通を図るとともに，沿道環境の保全に資するため，道路面を石片，アスファルト，セメントなどで固めたものをいう。本書では，セメント系・アスファルト系舗装道及び簡易舗装道を合計したものである。また，主要道路は，上に記載した内容と同じである。

I-11 自動車

I-11-1 保有自動車数：#乗用車数（#自家用乗用車数），#軽自動車数

資料元 関東運輸局「市区町村別自動車保有車両数」，全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」

I-11-1 保有自動車

「登録自動車」，「小型二輪自動車」及び「軽自動車」の合計をいう。

なお，登録自動車とは，道路運送車両法の規定により自動車登録ファイルに登録されたものであり，種別としては，普通自動車，小型自動車（二輪を除く。），大型特殊自動車に分けられる。

市町村の合計値が県値に一致しないのは，県値に住所不明分を加算しているためである。

○乗用車，自家用乗用車

乗用車とは，自動車保有車両にいう「乗用車」をさし，そのうち自家用のものを自家用乗用車という。

なお，乗用車数，自家用乗用車数には，軽自動車の自家用分は含めていない。

I-12 郵便

I-12-1 郵便局数

資料元 日本郵便株式会社関東支社資料

I - 1 2 - 1 郵便局数

直営の郵便局（分室も含む。）及び簡易郵便局の合計数である。ある季節中に限って開設される定期開設局及び何らかの事情により閉鎖されている閉鎖局も含まれている。